

国海査第 400 号の 2  
平成 23 年 12 月 21 日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
会長 山田 信三 殿

国土交通省 海事局長  
井手 憲文



「コンテナの保守点検の方法を承認する場合及びコンテナの保守点検計画等を承認する場合の取扱いについて」(昭和 59 年 9 月 6 日付け海査第 117 号)の一部改正について

標記について、別添(新旧対照表)のとおり改正いたしますので、ご連絡いたします。  
なお、本通達による一部改正は、平成 24 年 1 月 1 日から適用いたします。



コンテナの保守点検方法・保守点検計画等の承認に係る提出書類及び承認基準

保守点検方法の承認に係る提出書類と承認基準	
1. コンテナ保守点検方法承認申請書	【追加される承認基準】
2. ① 保守点検の実施要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1(1)】定期的な保守点検方法</li> <li>【1(1)】次回保守点検時期の標示</li> <li>【1(2)】組織・責任体制</li> <li>【1(3)】施設及び設備</li> <li>【1(4)】知識及び経験を有する者</li> <li>【1(5)】修理時の臨時点検</li> </ul>
2. ② 点検基準(点検項目及び判定基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【2(1)】点検項目及び判定基準</li> <li>【2(2)】特殊コンテナの点検基準</li> <li>【2(3)】リースコンテナの点検基準</li> </ul>
2. ③ 保守点検記録、構造強度等の書類の管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>【3(2)】保守点検記録の管理</li> <li>【3(3)】技術資料の管理</li> </ul>
2. ④ コンテナ固有番号により識別する管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>【4】全コンテナを識別できる管理方法</li> </ul>
2. ⑤ コンテナに取り付けられた安全承認板	<ul style="list-style-type: none"> <li>【5】安全承認板の取り外し等</li> </ul>
3. ① 会社全般(概要・社内機構等)	
3. ② 契約内容(委託の場合)	
3. ③ コンテナの保有個数(委託個数)	

保守点検計画等の承認に係る提出書類と承認基準	
1. コンテナ保守点検計画等承認申請書	【追加される承認基準】
2. ① 保守点検計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1(1)】コンテナ日常点検</li> <li>【1(2)】修理・貸借時の保守点検</li> <li>【1(3)】最長30ヶ月で保守点検</li> <li>【1(4)】JACEP標示</li> <li>【1(5)】組織・責任体制</li> <li>【1(6)】施設及び設備</li> </ul>
2. ② 点検基準(点検項目及び判定基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【2(1)】点検項目及び判定基準</li> <li>【2(2)】特殊コンテナの点検基準</li> <li>【2(3)】リースコンテナの点検基準</li> </ul>
2. ③ 保守点検記録、構造強度等の書類の管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>【3(2)】保守点検記録の管理</li> <li>【3(3)】技術資料の管理</li> </ul>
2. ④ コンテナ固有番号により識別する管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>【5】全コンテナを識別できる管理方法</li> </ul>
2. ⑤ 保守点検実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>【4】保守点検実施体制</li> </ul>
2. ⑥ 保守点検計画等の有効性の検証手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>【7(1)】10年に1度の検証</li> <li>【7(2)】是正処置・予防処置</li> </ul>
2. ⑦ コンテナに取り付けられた安全承認板	<ul style="list-style-type: none"> <li>【8】安全承認板の取り外し等</li> </ul>
3. ① 契約内容(委託の場合)	
3. ② コンテナの保有個数(委託個数)	
3. ③ 保守点検計画による保守点検の実績	

※ 追加される提出書類及び承認基準は、内航船のみに記載されるコンテナの保守点検については、当面の間、適用しない。  
 ※ 各項目の見出し番号は、海査第117号(昭和59年9月6日付)記第2(提出書類)、別紙1(コンテナ保守点検方法承認基準)及び別紙2(コンテナ保守点検計画等承認基準)の見出し番号に同じ。